

ケアマネージャーは あなたの生涯のパートナーです

介護保険サービスを有効利用していますか？

介護保険は、高齢者が出来るだけ自立で、もしくは住み慣れた地域で、出来るだけ自立した生活が出来るようにサポートする為の制度です。

その介護保険の有効利用をお手伝いするのが、
居宅介護支援事業所のケアマネージャーの仕事です。

本人 ↔ ケアマネージャー

(パートナー契約) **費用無料**



市町村に介護保険の申請 (介護保険証の交付)

介護保険サービスの利用 (自己負担額 1割)

※例 【ヘルパー派遣・住宅改修・介護保険施設の利用・福祉用具の利用】

お気軽にご相談下さい！



- ① 介護保険サービスを利用したい (ケアマネージャーがない)
- ② ケアマネージャーに不満がある (変更は簡単に可能です)
- ③ 他の適切なサービスがないか知りたい
(経験豊富なケアマネの意見を聞いてみてください)

本人の希望に沿って必要なサービスを適切に選択し、利用につなげます。
また、現在のサービスに不満等があれば、変更のお手伝いやご相談も伺います。

費用等について

- ※ ご相談・ご契約等、上記業務に対する報酬等一切費用は必要ございません。
- ※ ご本人様からケアマネージャーが報酬を頂く事は一切ございません。

介護の事なら何でもお任せ！

宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字道路西8-10

居宅介護支援事業所
ざおうの杜

Tel 0224-22-7135